

伊予市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

令和 3 年 6 月 9 日

伊予市告示第 9 8 号

(趣旨)

第 1 条 このガイドラインは、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び環境省が策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」の内容を相互に補完するものとして、伊予市内における事業用太陽光発電施設の設置に関し、設置者が、市長及び近隣住民に対して、事業計画内容を施工前に明らかにすること及び近隣住民の安全及び周辺環境等に配慮することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。（建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの及び送電に係る電柱等を除く。）
- (2) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (3) 事業 太陽光発電施設を設置して発電を行う事業をいう。（当該施設の設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）
- (4) 事業区域 事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 近隣住民 事業区域の近隣の土地又は家屋の所有者、居住者又は使用者をいう。

(対象)

第 3 条 このガイドラインは、事業区域内の太陽光発電施設の出力の合計が

10 キロワット以上のものを対象とする。

(設置に慎重な検討が必要な区域等)

第4条 次の区域への太陽光発電施設の設置は避けるものとする。(関係法令及び条例に規定する許可等を受けたものは除く。)

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条に規定する砂防指定地
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条に規定する保安林
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域

(事前協議及び住民説明会の実施)

第5条 設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で市長と協議するとともに、近隣住民に対する説明会(以下「説明会」という。)を実施し事業内容を周知するものとする。

- 2 説明会は、事業区域が存する地域の代表者(以下「地域代表者」という。)の出席のもと行うものとする。
- 3 設置者は、説明会において出された要望及び意見に対して、誠意をもって対応するものとする。
- 4 設置者は、説明会の概要及び出された要望及び意見について、地域代表者の確認を得た上で住民説明会概要報告書(様式第1号)により市長に報告するものとする。

(太陽光発電施設に係る届出等)

第6条 設置者は、太陽光発電施設の工事に着手する日の60日前までに、伊

予市太陽光発電施設計画届出書（様式第 2 号）に関係書類を添えて、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出を行った設置者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、完了の日から 14 日以内に伊予市太陽光発電施設設置工事完了届出書（様式第 3 号）により市長に届け出るものとする。

3 第 1 項の規定による届出を行った設置者は、届出対象太陽光発電施設の計画又は事業を変更又は廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の 30 日前までに、地域代表者の確認を得た上で伊予市太陽光発電施設変更・廃止届出書（様式第 4 号）により市長に届け出るものとする。

（遵守事項）

第 7 条 設置者は、太陽光発電施設を設置する際は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣住民との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂及び汚泥の流出、水害等の災害防止対策を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境及び景観との調和に配慮すること。
- (4) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (5) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- (6) 住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音、振動、熱風、反射光、電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽等により近隣住民の生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。
- (7) 法令上問題がない地域でも、災害発生リスク、良好な景観の阻害又は自然、生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、近隣住民及び周辺環境に十分に配慮すること。
- (8) 太陽光発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な

対応をとること。

- (9) 太陽光発電施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

(報告)

第8条 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第9条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 このガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。